

平成29年9月28日

## ▼タイトル

市職員の分限処分について

下記のとおり職員の起訴休職処分を行いましたので資料提供します。

## 記

- 1 被処分者 都市建設部上下水道課 主事級 25歳 男性
- 2 処分の内容 休職
- 3 処分年月日 平成29年9月28日

## 4 事件の概要

被処分者は、平成29年2月12日午前11時25分頃、公用車を運転し、高島市今津町桜町地先の交差点を進行するにあたり、一時停止の道路標識に従い一時停止した上、左右道路の安全確認を行う注意義務があったにもかかわらず、これを怠り、停止することなく交差点へ進入し、右方道路から走行してきた軽乗用自動車に衝突し、横転させ、同乗者の1人に頸髄損傷の重傷を、他3人に軽傷を負わせた。

## 5 処分理由

被処分者は、上記人身事故に関して、平成29年9月20日付で大津地方検察庁から過失運転致傷罪で起訴された。

このことは、地方公務員法第28条第2項第2号の規定に該当し、休職処分とするものである。

## ▼問い合わせ先

○所 属： 高島市役所 総務部 人事課

○電話番号： 0740(25)8525